

秋田県個別ケアに関する事業所管理者・職員研修事業実施要綱

1 目的

本事業は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を行う事業所等（以下、「対象事業所等」という。）の管理者並びに職員に対し、個別ケアに関する研修を実施することにより、入居者又は利用者の個々の生活を尊重し人間の尊厳を保つ、質の高い介護サービスが提供されるよう事業所等における個別ケアの普及・推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は秋田県とする。ただし、事業を適切に運営できると認められる団体に委託できるものとする。

3 事業内容

(1) 職員研修

ア 研修対象者

対象事業所等に勤務している職員又は勤務する予定の職員（原則として、事業実施年度中又はその次年度中に開設する事業所等に勤務する予定の職員）とする。

イ 研修概要

利用者の生活を24時間軸で捉えた個別ケアの具体的な手法、個別ケアの実践例等

ウ 研修方法

講義及びグループワークとし、研修期間及びカリキュラム並びに研修実施場所は開催要領で別に定める。

(2) 管理者研修

ア 研修対象者

原則として、事業所等の管理者とする。

イ 研修概要

個別ケアの実践に向けた組織的な仕組みづくり、個別ケアの実践例等

ウ 研修方法

講義及びグループワークとし、研修期間及びカリキュラム並びに研修実施場所は開催要領で別に定める。

4 研修の費用

研修参加に係る交通費、宿泊費等は、研修受講者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

平成26年8月8日 一部改正

平成30年6月6日 一部改正

令和4年10月3日 一部改正